



今年こそチャレンジ! ふるさと納税

2015年4月の税制改正で、身近に、便利に、そしてますます魅力的になった「ふるさと納税」。特に面倒な確定申告が一部不要になったことで、「今年こそ、やってみようかな」とお考えの人も多いのでは。とはいえ、税金にかかわることでもあり、よくわからないと不安ですよね。ということで、今回は「ふるさと納税」について、きちんと学んでみましょう。



税理士法人 AKJパートナーズ
社員税理士 脇屋忠生さん

滋賀大学大学院(経済学研究科)卒。税理士法人で株式公開や資産税業務、監査法人で各種M&A、内部統制、再生案件等を経験後、AKJパートナーズへ参画。現在は、国内の法人・個人および外資系クライアントに対する税務アドバイザリー業務を中心に、財務分析など複合的な観点からクライアントニーズに迅速に対応する経営支援業務を提供。

ふるさと納税とは 自治体への寄附金



ふるさと納税は、納税者が選択した都道府県または市町村(以下、「自治体」といいます)へ寄附をすると、寄附をした金額の合計額から二〇〇〇円(複数箇所に寄附をした場合でも二〇〇〇円)を差し引いた金額が、所得税と住所地の自治体に納める住民税から控除される制度です。ただし、差し引くことができる寄附額には上限がありますので、上限を超えた部分の金額は、自己負担で寄附を実施することになります。

そもそも、自治体への寄附については、所得税の「寄附金控除」、個人住民税の「寄附金税額控除(基本控除)」により、寄附金額の一部について税額の軽減を受けることができました。しかし、ふるさと納税制度として個人住民税の寄附金税額控除に「特例控除」が設けられることで、残りの部分についても税額の軽減を受けることが可能になったのです。

つまり、ふるさと納税とは簡単にいえば、「一定の上限はあるものの、個人住民税の一部を、納税者が希望する自治体への寄附により納めることができます。また、「できる制度」です。ちなみに「ふるさと……」とはい

ものの、本籍地や出生地といった「ふるさと」以外の自治体への寄附にも、この制度は適用されます。また、「：納税」とはいうものの、実際は自治体への「寄附」であることから、「ふるさと寄附金」とも呼ばれます。

図表① ふるさと納税の利用実績

年度	人数	寄附金額	税額控除額
2008年(制度導入)	33,149人	7,259,958,000円	1,891,669,000円
2009年	33,104人	6,553,183,000円	1,805,457,000円
2010年	33,458人	6,708,590,000円	2,043,318,000円
2011年(東日本大震災)	741,677人	64,914,901,000円	21,017,144,000円
2012年	106,446人	13,011,278,000円	4,526,323,000円
2013年	133,928人	14,189,345,000円	6,062,439,000円
合計	1,081,762人	112,637,255,000円	37,346,350,000円

出典:総務省ホームページ「ふるさと納税の実績額」

各地域の特産品が もらえることも



自治体は、納税者からの寄附を集め、募集する寄附金の使途を明示し、寄附者に対する「お礼の品（以下、「返礼品等」といいます）」として、その自治体の特産品などを交付するなどの工夫をしています。

返礼品等については、自治体によつても違いますが、寄附金額を「二万円」「一万九千九十九円」「三万円」「二万九千九十九円」「四万九千九十九円」などというように区分し、それぞれの金額帯においてさまざまな品物を準備しているようです。自治体により、申し込み方法や決済方法、寄附金の使途や返礼品などの取り扱いが違うので、詳しくは各自治体のホームページ等で確認するようにしてください。

なお、ふるさと納税の利用実績は図表①の通りです。

所得税・住民税の 控除が受けられる



ふるさと納税は、所得税の「寄附金控除」と個人住民税の「寄附金税額控除（基本控除および特例控除）」の二

図表② ふるさと納税の控除額

①所得税控除額

寄附金控除

$$(\text{ふるさと納税合計額}^* - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率}(0\% \sim 40.84\%)$$

※総所得金額等の40%が限度

②個人住民税控除額（基本控除額）

$$(\text{ふるさと納税合計額}^* - 2,000\text{円}) \times 10\%$$

※総所得金額等の30%が限度（以下③において同じ）

③個人住民税控除額（特例控除額）

$$(\text{ふるさと納税合計額} - 2,000\text{円}) \times (100\% - 10\% - \text{所得税率}(0\% \sim 40.84\%))$$

※市県民税所得割額の20%が限度

ポイント

- 上記①および②では控除することができなかつた金額を、③の「特例控除額」として全額控除する計算構造になっています。
- ただし、特例控除額は、市県民税の所得割額の20%が限度となります。
- なお、総所得金額等の一定割合（所得税：40%、住民税：30%）を超える金額は、そもそも「ふるさと納税合計額」に算入されず、控除の対象外です。

計算例

年収800万円の給与所得者（配偶者控除あり・子なし、所得税の限界税率は20%）が、

30,000円のふるさと納税をした場合、上記算式にあてはめると次のようになります。

①所得税控除額 $(30,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 20\% = 5,600\text{円}$

②個人住民税控除額（基本） $(30,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 2,800\text{円}$

③個人住民税控除額（特例） $(30,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times (100\% - 10\% - 20\%) = 19,600\text{円}$

④合計 $5,600\text{円} + 2,800\text{円} + 19,600\text{円} = 28,000\text{円}$

⇒30,000円のうち、2,000円を差し引いた28,000円（所得税5,600円、住民税22,400円）が控除されます。

重構造により構成されています。

所得税については、所得税法七八条所定する「特定寄附金」として、同法の寄附金控除の適用を受けます。住民税については、地方税法第三七条の二第一項第一号および同法第三四条の七第一項第一号に規定する「都道府県、市町村等に対する寄附金」として、同法に規定する寄附金

税額控除（基本控除および特例控除）の適用を受けています。

図表③ 全額(2,000円除く)控除されるふるさと納税額の目安

ふるさと納税した者の年間給与収入	独身または共働き	夫婦または共働き+子1人(高校生)	共働き+子1人(大学生)	共働き+子2人(大学生と高校生)	夫婦+子2人(大学生と高校生)
300万円	31,000円	23,000円	19,000円	10,000円	4,000円
500万円	67,000円	59,000円	52,000円	42,000円	33,000円
800万円	141,000円	131,000円	128,000円	118,000円	109,000円
1000万円	188,000円	179,000円	176,000円	166,000円	157,000円
2000万円	572,000円	560,000円	556,000円	544,000円	532,000円
3000万円	1,062,000円	1,048,000円	1,043,000円	1,030,000円	1,016,000円
1億円	4,362,000円	4,347,000円	4,342,000円	4,327,000円	4,312,000円

- 上記はあくまで目安であり、正確な計算は、住所地の市区町村に確認する必要があります。
- 上記は給与所得者のケースです。年金收入のみの方や事業者の方は、上記とは異なります。
- 「共働き」は、ふるさと納税をした者本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指します（配偶者の給与収入が141万円以上の場合）。
- 「夫婦」は、ふるさと納税をした者の配偶者に収入がないケースを指します（ふるさと納税をした者本人が配偶者控除を受けている場合）。
- 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。
- 中学生以下の子供は（控除額に影響がないため）、計算に入れる必要はありません。たとえば、「夫婦子1人（小学生）」は、「夫婦」と同額になります。また、「夫婦子2人（高校生と中学生）」は、「夫婦子1人（高校生）」と同額になります。

出典：総務省ホームページ「2,000円を除く全額が控除できる寄附金額の一覧（目安）」

原則として確定申告が必要



ふるさと納税の適用を受けるには、所得税の確定申告を行いう必要があり

ます（年末調整によりふるさと納税の適用を受けることはできません）。な

お、二〇一五年四月一日以後の寄附分について、一定の場合に確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が設けられました（詳細は後述します）。

所得税は翌年分から控除



所得税については寄附した年分、住民税については翌年分から控除されます。たとえば二〇一五年五月一日にふるさと納税を行った場合、所得税は二〇一五年分について、控除が適用されれます。

実際の控除額は図表②の算式により計算された金額の合計となります。また、給与所得者の控除額の上限の目安は図表③のようになります。

二〇一五年度税制改正のポイント



二〇一五年三月三日に成立した税制改正法案において、政府は、「地方創生」の一環として「ふるさと納税の促進」を掲げました。この改正におけるポイントは以下



の二つです。
（1）控除限度額を二倍に引き上げ
特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の二割（従来は一割）に引き上げました（二〇一五年一月一日以後の個人住民税について適用）。

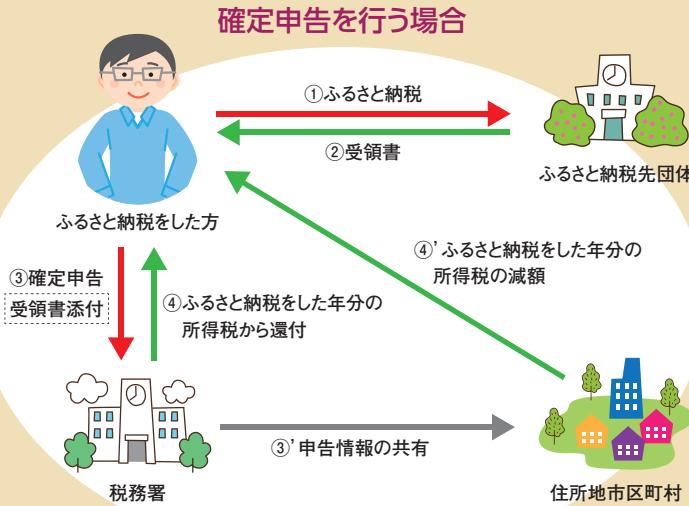
（2）確定申告が不要に

確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設しました。年間に五自治体までの寄附であれば、寄附ごとに申請書を寄附自治体に郵送することで、確定申告が不要となります。

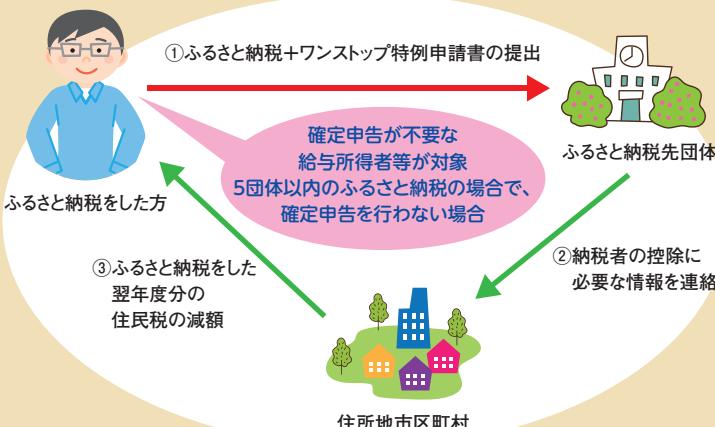
これは確定申告を必要とする現在の申告手続きがふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、マイナンバー・マイポータルを活用した簡素化までの間の措置として設けられたものです（二〇一五年四月一日以後の寄附について適用）。

二〇一五年中にふるさと納税を行った場合の手続きについては、図表④をご覧ください。

図表④ ふるさと納税の手続き(2015年中にふるさと納税を行った場合)



ワンストップ特例を利用する場合



出典：総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」

参考サイト

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」

<http://www.furusato-tax.jp/>

全国1,788自治体のうち99%に当たる1,782自治体のふるさと納税の寄附もらえる「お礼の品」と「使い道」を掲載。税金控除になる金額の目安を詳しく知るための「控除額計算シート」のダウンロードができる。

総務省「ふるさと納税ポータルサイト」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaiseiseido/080430_2_koijin.html

ふるさと納税の意義や制度の概要、手続きなどについて詳しく紹介。今後、各自治体の取り組みについても順次掲載されていく予定。

知つておきたい Q&A

い場合には、課税対象になりません。

Q 法人もふるさと納税はできるの？

A 寄附者が返礼品等を受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当します。ただし、一時所得の金額から、その収入を得るために支出した金額を控除した残額が五〇万円に満たない

A 法人によるふるさと納税は可能ですが、受領した返礼品等については、時価により収益として計上する必要があります。また、自治体への寄附金は、法人の所得計算上、全額損金の額に算入されるものの、寄附額に対して実効税率を乗じた金額しか節税効果がありません。

(福利厚生費)として支給するなどにより上記の収益を相殺することは可能であるにしても、個人で実施するほどの金銭的なメリットはないものと考えられます。

Q 相続財産からふるさと納税した場合にも控除は受けられるの？
A 相続財産を、相続税の申告期限までにふると納税として寄附し

相続または遺贈によつて取得した財産を相続税の申告期限までに、国や地方公共団体等に贈与した場合には、その贈与をした財産は相続税の対象としないこととする特例があります（租税特別措置法第七〇条）。この規定により、自治体へ贈与した財産についても、所得税法第七八条第一項に規定する寄附金控除の対象となるとされています。

について控除を受けることがでやめます。